

大分あったか・は一と駐車場利用証制度 ～協力施設登録のお願い～



「大分あったか・は一と駐車場」の設置例
(大分県総合社会福祉会館)

大分県では、年齢や障がいの有無等に関わらず、
県民誰もが自由に行動し、社会参加することができる
福祉のまちづくりを目指し、様々な施策に取り組んでいます。

「大分あったか・は一と駐車場利用証制度」は、
車いす使用者など、歩行困難な方のために設置する
駐車スペースの適正な利用を推進する制度です。

事業者の皆様には、本制度の趣旨をご理解いただき、
「大分あったか・は一と駐車場」の設置にご協力をお願いいたします。

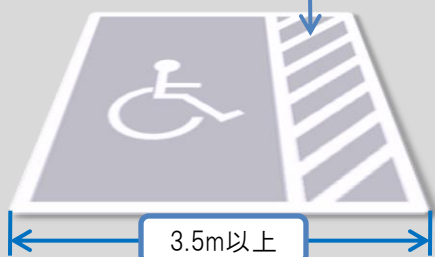
はじめに

商業施設など、不特定多数の者が利用する施設の駐車場には、法令及び県条例により「**車いす使用者用駐車施設（車いすマーク駐車場）**」を1区画以上設置することが義務づけられています。しかし、この「**車いす使用者用駐車施設**」が、適正に利用されていないという問題があります。

【車いす使用者用駐車施設とは？】
車いす使用者など、歩行困難な方が円滑に利用できるよう配慮された駐車スペースです。

※施設の出入口に近い位置に設置

乗降用スペース（ない場合もあります）



車いす使用者は、車いすから自動車への乗降を、自動車のドアを全開にした状態で行わなければならないため、通常よりも幅の広いスペースが必要となります。

車いす使用者用駐車施設の現状・課題

	<p>「車いす使用者用駐車施設」については、健常者が駐車するなどのマナー違反が散見され、このスペースを本当に必要としている障がい者や介護の必要な高齢者、妊産婦などが利用できないという声が寄せられています。</p>
	<p>駐車場の利用方法には法令上のルールがなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> • どのような人なら駐車してよいのか？ • 障がいなどの有無をどうやって判断するのか？ <p>などの点が不明確なことから、駐車場の管理において、適切に指示を行うことが困難な状況でした。</p>
<p>【身体障害者標識】 肢体不自由者が運転する自動車に表示するもの</p> <p>【障がい者のための国際シンボルマーク】 すべての障がい者が利用できる 建築物や公共交通機関に表示するもの (個人の車に表示する趣旨ではない)</p>	<p>また、障がい者に関するマークは、自動車に表示しても「車いす使用者用駐車施設」を利用できる、という根拠とはならないものですが、誰でも簡単に購入できるため、健常者がこれらのマークを車に表示して駐車する例も報告されています。</p>
	<p>体の内部に障がいを持つ方などは、外見上では障がい者に見えず、健常者と間違われやすいことから、「車いす使用者用駐車施設」が本当に必要な場合でも、心理的に利用がしにくい、という問題も発生しています。</p>

課題への対策(「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の概要)

1. 制度の基準・ルールが適用される「大分あったか・はーと駐車場」を設置します。

この制度で規定する駐車場利用に関するルールは、この制度の趣旨に賛同し、協力していただける施設に設置する「大分あったか・はーと駐車場」において適用されます。(既存の駐車区画を利用しますので、新たに区画を増やす必要はありません。)

施設管理者の皆様には、「大分あったか・はーと駐車場」の設置にご協力をお願いします。(詳しくは次のページをご覧ください。)

2. 「大分あったか・はーと駐車場」の利用対象者について、基準を定めます。

「大分あったか・はーと駐車場」を利用することができる方(利用対象者)を、様々な要因により歩行困難な方と定め、障がい等級などによる基準を定めます。

○利用対象者の例



左のうち、県が定める障がい等級、介護区分、妊娠月数などの基準を満たしている者

※利用対象条件の詳細については、同封のリーフレットをご覧ください。

3. 「大分あったか・はーと駐車場」の利用方法について、ルールを定めます。

「利用対象者」に該当する方には、申請に基づき「利用証」を交付します。「大分あったか・はーと駐車場」に駐車する時に、この「利用証」を車外から見えるように掲示することで、適正な利用対象者であることを誰にでも判別できるようにします。

○利用証



【緑】障がい者・難病患者要介護高齢者等
【赤】常時車いす使用者用
【橙】妊産婦・けが人等(期限付き利用証)

○駐車場の利用方法(利用証の掲示)



利用証の交付申請は、大分県庁(地域福祉推進室)、大分県社会福祉協議会、各市町社会福祉協議会、大分市を除く市町村役場及び保健所で受け付けています。

制度による効果

- ① 健常者による駐車マナー違反の心理的抑制
- ② 駐車場利用のルール整備による駐車場管理負担の軽減
- ③ 適正な利用者が駐車場を利用する際の心理的負担の軽減

「あったか・は一と駐車場」を設置する際の手続き

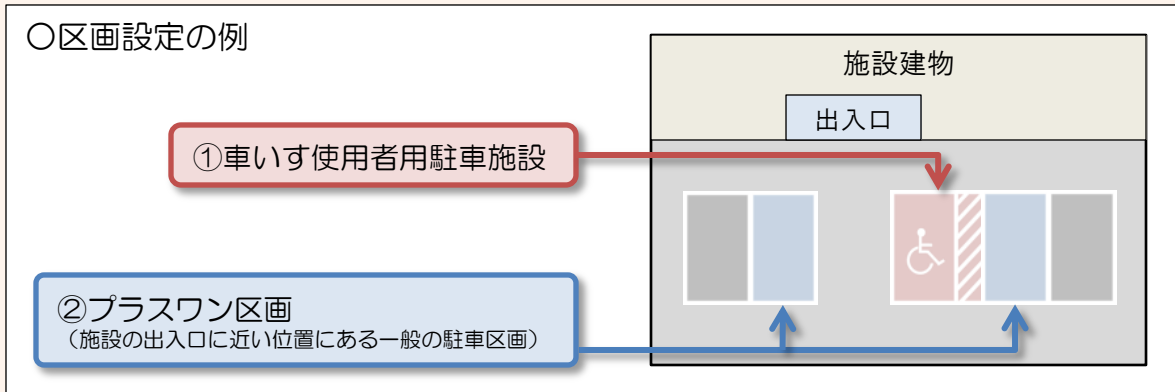
1. 「大分あったか・は一と駐車場」を設置する区画の検討

①対象駐車区画の検討

来客者用の駐車区画の中から、「大分あったか・は一と駐車場」を設置する区画を決定してください。

【大分あったか・は一と駐車場とすることができる駐車区画】

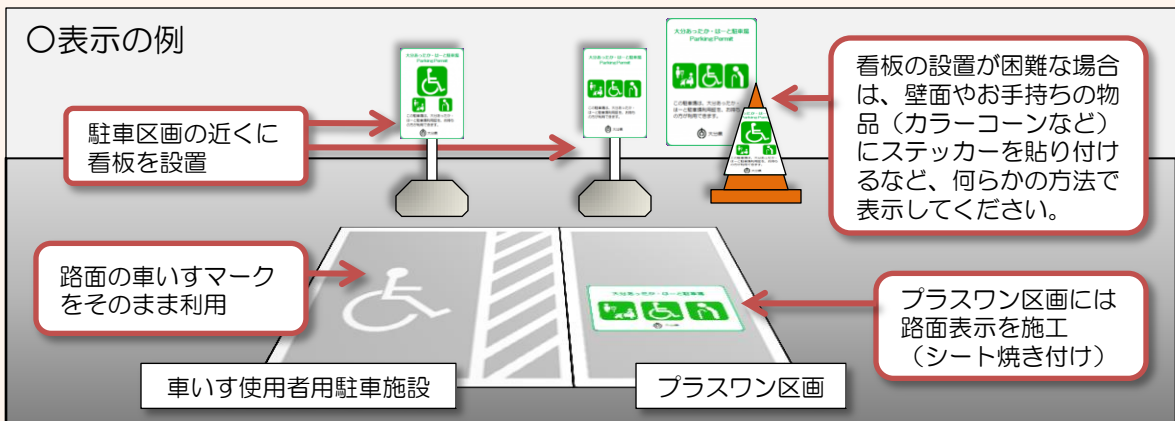
「車いす使用者用駐車施設」に加え、施設の出入口に近い位置にある一般の駐車区画（本制度において「**プラスワン区画**」と呼びます）も「大分あったか・は一と駐車場」とすることが可能です。



②表示方法の検討

対象駐車区画には、「大分あったか・は一と駐車場」の対象区画である旨を表示する必要があります。表示用の物品については県から配布しますので、表示方法及び配布物品の必要数について、検討をお願いします。

【県から配布可能な表示用の物品】



※表示用の物品のほか、制度周知用のリーフレット、ポスターも配布可能です。

2. 協力施設登録申出書の送付

同封の「大分あったか・はーと駐車場利用証制度協力施設登録申出書」に、必要事項（連絡先、物品必要数など）を記入のうえ、FAXまたは郵送でお送りください。申出書に記入された内容に基づき、協力施設として県ホームページに掲載します。

【送付先】 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部 地域福祉推進室 地域福祉班
TEL：097-506-2622 / FAX：097-506-1732

3. 対象区画への表示

① 看板の設置、プラスワン区画の路面表示を希望する場合

施工業者が看板の設置、路面表示の施工に伺います。事前に施工スケジュールの調整を行いますので、施工時には担当者の立会いをお願いします。

② ステッカーの配布を希望する場合

ステッカーを直接郵送しますので、各協力施設において、壁面やお手持ちの物品などに貼り付け、表示をしていただくようお願いします。

※ 看板を設置する場合は、看板が倒れたり、車が衝突したりすることのないよう、安全な場所に設置をお願いします。そのようなトラブルに関しては、県として責任を負いかねますのでご了承ください。

4. 「大分あったか・はーと駐車場」設置後の駐車場管理・運営

可能な範囲で、大分あったか・はーと駐車場が適切に利用されるよう管理・運営をお願いします。

注意喚起用のチラシ（「大分あったか・はーと駐車場」を利用される方へ）を同封していますので、利用証を掲示していない車両を発見した場合に、フロントガラスに差し置くなど、指導の際にご活用ください。

また、「大分あったか・はーと駐車場」の利用対象者で、まだ利用証を所持していない方を発見した場合は、利用証の交付申請を勧めただけであれば幸いです。（利用証を所持していないことを理由に、本来の利用対象者の駐車を拒絶する必要はありません。）

※この制度は、利用証を掲示していない車両の使用者に対して、罰則を設ける趣旨のものではありません。

「大分あったか・はーと駐車場」を利用される方へ

この駐車場は、大分県発行の「大分あったか・はーと駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

利用証をお持ちの方は、ルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい位置に掲示してください。

利用証をお持ちでない方で、大分あったか・はーと駐車場利用証制度の対象となる方には、利用証を発行しますので、お手数ですが、裏面記載の窓口まで申請していただきますよう、よろしく申し上げます。詳しくは下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】
〒870-0907 大分市大手町2-1-41
大分県社会福祉推進部 施設交際課
電話：097-558-0300

この場所を必要としている人がいます。本制度の対象外の方の駐車は、ご遠慮ください。

◎大分県

◆県外からの来客について（「利用証」の全国相互利用）

「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」と同様の制度を導入している都道府県で交付された利用証についても、大分県が交付する利用証と同じように、「大分あったか・はーと駐車場」を利用する時に使用することができます。

「大分あったか・はーと駐車場利用証制度協力施設登録申出書」及び注意喚起チラシ（「大分あったか・はーと駐車場」を利用される方へ）については、大分県ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12030/attaka-heart.html>

制度へのご協力をお願いします。



大分県ユニバーサルデザイン
シンボルマーク

大分県福祉保健部 地域福祉推進室

(TEL : 097-506-2622)

○大分県ホームページ「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12030/attaka-heart.html>